

関西外国語大学留学生別科規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本大学留学生別科（以下「別科」という。）は、外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して日本語を修得せしめ、併せて日本文化及びアジア文化一般について教授し、国際間の理解と親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

(修業年限)

第 2 条 本別科の修業年限は、1年とする。

(学生定員)

第 3 条 本別科の学生定員は、400名とする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第 4 条 本別科の学年は、9月及び2月に始まり、それぞれ翌年8月及び1月に終る。

2 学年を学年始期に応じ次の2期に分ける。

- (1) 9月入学 前学期 9月から翌年1月まで
後学期 2月から8月まで
- (2) 2月入学 前学期 2月から8月まで
後学期 9月から翌年1月まで

3 一学期を15週とする。

(休業日)

第 5 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学の創立記念日 11月11日
- (3) 春期休業
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業

第3号から第5号までの休業日については、別に定める。

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 授業科目、試験及び修了

(授業科目)

第 6 条 本別科における授業科目は、別表のとおりとする。

(試験)

第 7 条 本別科で履修した科目については、試験その他の方法により学業成績を評価する。評価は、次の基準による。

- A 100点～90点
- B 89点～80点
- C 79点～70点
- D 69点～60点
- E 59点以下不合格

(修了)

第 8 条 本別科に1年以上在学して、次の各号に定める単位以上を修得した者については、別科委員会の議を経て、学長が修了証書を授与する。

- (1) 必修科目「日本語」については、10単位以上
- (2) 選択科目については、6科目18単位以上

第 4 章 入学、休学、復学及び退学

(入学の時期)

第 9 条 留学生の入学時期は、原則として、毎学期の始めとする。

(入学資格)

第 10 条 本別科に入学を志望することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。
- (2) 本学において前号の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学許可)

第 11 条 入学を志望する者は、所定の手続によって願い出て、本学が行う選考に合格した者について入学を許可する。

第 12 条 入学手続は、別に定める。

(休学、退学)

第 13 条 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上願い出て、その許可を受けて休学し、又は退学することができる。

- 2 休学は、当該年度末までとする。

(復学)

第 14 条 休学者が休学の理由がやんだときは、保証人連署の上復学を願い出て、その許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 15 条 次の各号の一つに該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、届出なくして滞納 30 日に及ぶ者。
- (2) 行方不明者。

第 5 章 学 費

第 16 条 本別科の学費は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 24,000 米ドル

納入方法については、別に定める。

- 2 入学選考において、別科委員会が必要であると認めた場合は、前項に定める授業料の一部又は全額を減免することができる。
- 3 前項の授業料減免措置については、別に定める。

(学費の納付)

第 17 条 学費は、毎学期始め所定の日までに納入しなければならない。

第 18 条 授業料は、欠席又は停学中であっても、これを減免しない。

第 19 条 授業料は、第 13 条によって休学した者に限り、次学期の分納額を徴収しない。

第 20 条 正当の事由により授業料を延期しなければならないときは、その理由を納期までに願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 賞 罰

(表彰)

第 21 条 学力優秀、品行方正で学生の模範となる者は表彰する。

(懲戒)

第 22 条 学生で次の各号の一に該当する者は、懲戒委員会の決議を経て、学長が懲戒する。

懲戒処分は、譴責、停学、退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
- (2) 学業成績不良で成業の見込がない者。
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者又は正当の届出なくして 1 ヶ月以上欠席した者。
- (4) 学生で本学の規則命令に背き、学校の秩序を乱し、その他学生の本分にもとると認められる者。

第 7 章 教 職 員 組 織

第 23 条 本別科に国際交流部長（別科長）、同次長、別科指導教員、事務職員を置く。

2 別科指導教員は、関西外国語大学の教授、准教授、講師のうちから委嘱する。

（別科委員会）

第 24 条 本別科に別科委員会を置く。

2 別科委員会は、学長、副学長、別科長、同次長、別科指導教員をもって構成する。ただし、必要と認めた場合にはその他の教職員を加えることがある。

第 25 条 別科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学に関する事項。
- (2) 教育課程及びその担任に関する事項。
- (3) 学生の試験及び修了規定に関する事項。
- (4) 学生の補導に関する事項。
- (5) その他別科の教務に関する事項。

（議事運営）

第 26 条 別科委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 別科委員会は、学長が必要と認めたとき、これを開催する。

3 別科委員会は、構成員の半数以上の出席により成立する。

第 27 条 その他必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

改 正	昭和62年4月1日	平成 4 年4月1日
	昭和63年4月1日	平成11年4月1日
	平成 元 年4月1日	平成14年4月1日
	平成 2 年4月1日	平成16年4月1日
	平成 3 年4月1日	平成19年4月1日

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、平成22年9月1日から施行する。

別 表

必 修 科 目	
日 本 語 I	10

選 択 科 目	
日 本 語 II	3
日 本 語 III	3
日 本 文 学	3
日 本 の 社 会 学	3
日 本 の 法 制 度	3
日 本 史	3
日 本 の 経 済 問 題	3
日本の企業・経営の分析	3
日 本 の 政 治	3
現 代 日 本 の 外 交	3
日 本 の 美 術	3
日 本 人 類 学	3
現 代 中 国 の 政 策	3
現代中国の文化・政治	3
日本と中国の文化・政治比較	3
東 洋 思 想	3
異文化コミュニケーション論	3
墨 絵 の 実 習	2
陶 芸 の 実 習	3